

# 「ひょうごフィールドパビリオン商談会・エクスカーション」業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン商談会・エクスカーション業務

## 2 業務目的

ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）への誘客を図るために、旅行会社の商品造成担当者や営業担当者（以下、「エージェント」という。）とFPプログラム認定事業者（以下、「プレイヤー」という。）が、意見交換や商談を行うマッチングの機会を設けることで、各プログラムの認知拡大と旅行商品への組み込みを加速させる。また、エージェントが関心を持つプログラムの現地エクスカーションに参加することで、FPの理解を深め魅力を体感する機会の提供を行う。商談会とエクスカーションを一連の流れとすることで、商品素材としての組み込みの動きを加速させるきっかけとする事を目的とする。

## 3 事業期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、効果的な商談会とエクスカーションの実施となるよう、随時県と協議、連携しながら進めること。

### (1) 参加者の募集

#### ① 商談会の募集

- ・効果的な募集方法により、商談会に参加するプレイヤー及びエージェントを募集

※プロポーザルで想定する参加者数

プレイヤー20者程度（40名想定）

エージェント30者程度（60名想定）

- ・受託者は独自のノウハウを活用した効果的な手段でプレイヤーとエージェントの募集を行い、応募に関する問い合わせに対応すること
- ・チラシやウェブサイト等によるPRは任意とするが、作成にあたっては事前に県と協議し、電子データを県に納品すること

#### ② 日帰りエクスカーションの募集

- ・商談会に参加するエージェントが希望するFPを訪問するエクスカーションを3コース募集すること
- ・各コースの参加者は、1コースあたり最大30名程度を基本とする（エージェント1者あたりの参加者数に上限を設定しない）
- ・商談会当日に参加できないエージェントのエクスカーション参加も可能とする

#### ①②の共通事項

- ・参加を希望するFPやエージェントが定員を超える場合は、公平性及び実効性に留意して募集方法や選考を行うこと  
また、選考結果を参加希望者に通知し、選考結果に対する問い合わせにも対応すること  
必要に応じ、県と協議の上、参加者の募集方法について検討を行うこと  
(例) 抽選による参加者の選考、エントリーシートや販売タリフの事前提出など

## (2) 商談会の企画・運営

- ・開催日は3月上旬まで(1回)、会場の選定は任意とするが、計100名程度の収容が可能で、エージェントとプレイヤーにとってアクセスが良い会場を手配すること
- ・商談会当日の司会、運営サポート全般、配布資料の作成を行うなど、商談会がスムーズに進行するように企画すること
- ・必要に応じ、適宜、昼食や軽食の費用も含めておくこと(100名分)
- ・FPの内容と魅力をプレイヤー自身がエージェントに説明し、意見交換ができる商談会の構成となるように工夫すること
- ・終了後は、参加者(プレイヤー、エージェント双方)にアンケートを実施すること。また参加者に対して定期的にヒアリングを行うとともに、エージェントに対しては、商品化の進捗状況を確認すること
- ・商談会に参加できないプレイヤーやエージェントに対しては、後日マッチングの機会をあらためて提案するなど、終了後も継続的に県に協力すること
- ・個人情報の取り扱い、セキュリティには十分注意すること

## (3) 日帰りエクスカージョン(借上車利用、昼食付)の企画・運営

- ・商談会に参加するエージェントが訪問を希望するFPを商談会開催前に確認し、1コースあたり2~3か所程度のFPを訪問するエクスカージョンを3コース設定すること(実施日は商談会終了後)
- ・昼食は行程上におけるロスのない場所で、内容は任意とする
- ・各コースの参加者は、1コースあたり最大30名程度を基本とする(エージェント1社あたりの参加人員は上限を設定しない)  
また、参加者とは別に、県職員や「大阪・関西万博」ひょうご活性化推進協議会企画委員などの関係者が5名程度帯同する場合がある。但し費用については本業務委託費に含まない
- ・当日はエクスカージョンをサポートするスタッフを同乗させること
- ・終了後はエージェントとプレイヤー双方にヒアリングを行い、今後のプログラムの磨き上げやフォローアップに繋がるようにサポートを行うこと
- ・当日参加できないプレイヤーやエージェントに対しては、別途、実地見学の機会を提供するなど、終了後も継続的に双方に情報共有を行うこと。但し費用については本業務委託費に含まない
- ・エージェントの都合による途中参加や離団、また公共交通機関や自家用車等での現地集合も可能とする

### (2)(3) 共通の留意事項

- ・プレイヤーやエージェントに対する連絡・出欠管理など、一切の事務連絡業務の全般を行うこと
- ・プレイヤーとエージェント、双方の参加者から参加料を徴収しない  
但し、開催地及び集合場所までの旅費は参加者の負担とする
- ・当業務は国内マーケットを主目的としているが、インバウンドも対象とした提案が含まれていた場合も、可とする(但し通訳費用は委託料に含まない)

## (4) レポートの作成

商談会及びエクスカージョン終了後、今後の商品化に向けた課題や改善点等を整理したレポートを作成し、県に提出すること。

## (5) 参加者の安全確保

- ・商談会の会場やエクスカージョンの訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行

- い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること
- ・体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること
- ・飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い、対応を行うこと

## 5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと
- ・エクスカージョンの催行にあたっては、内容に精通したスタッフを乗車させ、適宜参加者への説明等を行うこと
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない

## 6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

### (2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 商談会やエクスカージョンを実施するにあたって、同行する県職員の体験、宿泊にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県に提出し、兵庫県の書面による承認を得た場合は、兵庫県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は兵庫県に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果等については、兵庫県に帰属するものであること。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。